

## 監査委員告示第4号

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求の結果を、同条第4項の規定に基づき次のように公表します。

令和3年11月12日

和光市監査委員 山田 史 明

和光市監査委員 猪原 陽 輔

### 記

#### 第1 請求書の受理

本請求は、所定の形式的要件を備えているものと認め、令和3年9月27日これを受理した。

#### 第2 請求の要旨（原文のとおり）

##### 【件名】

「平成21年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」もしくは「平成21年度地域密着型サービス拠点整備補助金」について、事業者に返金を求めること。それが出来ない場合には最終・最高決裁者としての松本武洋前和光市長（以下松本前和光市長）に重大な過失が認められるため損害賠償を求めること。以上を現市長に求める。

##### 【請求の趣旨】

松本前和光市長は令和2年9月25日、東内元保健福祉部長に対して「平成21年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」の申請に関して不適切な指示等を行ったため、和光市に損害を与えたとして損害賠償請求の訴えを提起した。しかし本交付金は交付の要件を満たさない事業であることを会計検査院より指摘され、和光市が交付金を返還した事実に鑑み、最終・最高決裁者としての松本前市長に重大な過失が認められる。

またこの交付金を財源としたと考えられる「平成21年度地域密着型サービス拠点整備補助金」の交付にあたって規則や要綱がないまま交付しており、松本前市長に最終・最高決裁者として重大な過失が認められるため

- ① 和光市長は紅屋オフセット株式会社（現紅屋ホールディングス株式会社）に支払った「平成21年度地域密着型サービス拠点整備補助金」45,000,000円は規則や要綱がないまま、しかも事業が完成した後に交付しており、不法かつ不当な支出であるため、当該事業者には返金を求めること。

- ② 国へ支払った加算金 11,110,500 円については、交付に際して当該交付金(補助金)は規則や要綱がないまま支出しており、それによって生じた加算金であるため、重大な過失が認められ松本前和光市長が賠償すること。
- ③ したがって紅屋オフセット株式会社(現紅屋ホールディングス株式会社)に対し返金を求められない場合には松本前市長に対し、交付した 45,000,000 円と合わせて 56,110,500 円の損害賠償を求めること。

以上を現市長に求める。

### 第3 請求人 9名

(略)

### 第4 監査の実施

#### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定により、令和3年10月8日に請求人が陳述を行った。陳述は、請求人出席者6名のうち4名が行い、新たな証拠として「令和2年10月15日 原告和光市 代表者 和光市長 松本武洋が提出した訴状の写し」、「詐欺事件に関する内部調査結果」、「和光市ホームページから検索したパワハラの記事」など3点が提出された。その際、同条第8項の規定に基づき、保健福祉部の関係職員3名を立ち会わせた。

#### 2 監査対象部局

保健福祉部を監査対象とした。

令和3年10月8日に保健福祉部の関係職員3名に対し事情聴取を行った。その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人5名を立ち会わせた。

#### 3 監査期間

令和3年9月13日から同年11月12日まで

### 第5 監査の結果

#### 1 主文

本住民監査請求を却下する。

#### 2 監査委員の判断

##### (1) 請求期間に関する判断

##### ア 請求事項①について

請求人は、平成22年4月9日に、和光市が紅屋オフセット株式会社(現紅屋

ホールディングス株式会社) に支払った「平成21年度地域密着型サービス拠点整備補助金」45,000,000円は、規則や要綱がないまま、しかも事業が完成した後に交付しており、不法かつ不当な支出であるため、当該事業者には返金を求めることを現市長に求めている。

財務会計上の行為を対象とする住民監査請求における請求期間について、法第242条第2項では、その対象となる行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことはできないとされ、正当な理由があるときはこの限りでないとしている。

請求事項①については、支出があった日から1年を経過している。

1年を経過した後に本請求を行ったことについて、請求人は令和2年9月和光市議会での提案日である令和2年9月25日に初めて知り得たとして、期限内であり、正当な理由があると主張している。このため、この点について検討する。

法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由については、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものと解されている(最高裁平成14年9月12日第1小法廷判決)。相当な期間について、同判決によれば、一般住民において相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に財務会計行為の存在及び内容を知ることができたというべき日から監査請求のあった日までの3か月弱という期間は、相当な期間内に監査請求をしたものということとはできないとしており、2か月程度であれば相当な期間の範囲内としている。

仮に請求人が主張するように、本件支出について知ることができたのが、令和2年9月25日であったとしても、本請求に至るまで11か月余りを要している。このことは、上記判例による判断に照らせば、本請求は、相当な期間内に行われておらず、正当な理由があるとはいえない。

#### イ 請求事項②について

請求人は、平成26年6月30日に、和光市が国へ支払った「平成21年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金返還金」にかかる加算金11,110,500円については、交付に際して当該交付金(補助金)は規則や要綱がないまま支出しており、それによって生じた加算金であるため、重大な過失が認められ松本前和光市長が賠償することを現市長に求めている。

また、請求人は、令和3年10月8日に行われた陳述の際、監査委員からの質問に対して、本件は、違法又は不当な公金の支出及び財産の管理を怠る事実に該当すると答えている。

請求事項②についても、請求人の主張するとおり、違法又は不当な公金の支出に該当するならば、上記請求事項①と同様に、支出があった日から1年を経過し、

知った日から本請求に至るまで11か月余りを要しているため、相当な期間内に監査請求をしたものということとはできず、正当な理由があるとはいえない。

また、請求人は、本件が、財産の管理を怠る事実には該当すると主張しているため、この点について検討する。

住民監査請求の対象行為のうち、怠る事実については、期間制限は規定されていないが、怠る事実を対象としてされた監査請求であっても、特定の財務会計上の行為が、財務会計法規に違反して違法又は無効であるからこそ発生する実体法上の請求権の行使を怠る事実を対象とするものである場合には、当該行為が違法とされて初めて当該請求権が発生するのであるから、監査委員は当該行為が違法であるか否かを判断しなければ当該怠る事実の監査を遂げることができないという関係にあり、これを客観的、実質的にみれば、当該行為を対象とする監査を求める趣旨を含むものとみざるを得ず、当該行為のあった日又は終わった日を基準として本件規定を適用すべきものを解されている（最高裁平成14年7月2日第3小法廷判決）。

請求事項②については、返還に伴う加算金に関するものであるが、その対象となる財務会計上の行為が、財務会計法規に違反して違法又は無効であるからこそ発生する実体法上の請求権の行使を怠る事実を対象とするものである。

その場合、当該行為が違法とされて初めて当該請求権が発生するのであるから、監査委員は当該行為が違法であるか否かを判断しなければ当該怠る事実の監査を遂げることができないため、上記判例による判断に照らせば、対象が財産の管理を怠る事実には該当するとしても、本請求は、期間制限の規定が適用され、相当な期間内に行われていないものと判断する。

#### ウ 請求事項③について

請求人は、紅屋オフセット株式会社に対し、返金を求められない場合には松本前市長に対し、交付した45,000,000円と合わせて56,110,500円の損害賠償を求めることを現市長に求めている。この請求事項③は、請求事項①が求められない場合に、請求事項①の構成を変えて、松本前市長に対して45,000,000円の損害賠償請求を行うことを現市長に求めるものであると判断できる。

また、請求人は、令和3年10月8日に行われた陳述の際、監査委員からの質問に対して、本件は、財産の管理を怠る事実には該当すると答えている。

しかし、前述したとおり、怠る事実については、期間制限は規定されていないが、上記請求事項②と同様に、上記判例による判断に照らせば、本請求は、期間制限の規定が適用され、相当な期間内に行われていないものと判断する。

### 3 結論

本請求は、上記(1)請求期間に関する判断のとおり、法第242号第2項に定める住民監査請求としての要件を満たしていないものと認められた。よって、主文のとおり決定する。

### 4 監査委員の要望

監査委員の決定は、以上のとおりである。

本住民監査請求は、受理後に監査を行い、却下することになったが、以下のとおり監査委員としての要望を申し述べる。

監査を通じて、市の事務執行に関して、適切さを欠いた事務処理が見受けられ、また当時の市議会での説明に不十分な点があるなど、市民の信頼を損ねかねない事案であると言わざるを得ない。和光市長にあっては、適切な事務執行に努め、市政に対する市民からの信頼回復に努めるよう要望する。